

名古屋市上下水道局「週休2日制工事」試行要綱（建築系）の試行に関するQ&A

- Q1** 工事開始日とはいつのことを指すのですか。
A1 現場事務所の設置、測量、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場での作業を開始する時点です。
- Q2** 現場閉所日は対象期間中であれば、いつでも良いのか。
A2 原則として、新築、増築、改築工事については、土日に現場閉所を行うこととしております。また、改修工事については、原則として、4週間ごとに休日を8日間確保します。ただし、工事内容や条件などにより、監督員がこれらにより難しいと認める場合は、この限りではありませんので、現場着手日前に十分に協議を行います。
- Q3** 夏季休暇、年末年始休暇とは、どの日を指すのか。
A3 夏季休暇、年末年始休暇は原則として次の日をいいますが、会社の休業日に合わせて変更しても差し支えありません。
・夏季休暇：8月13日～8月15日の3日間
・年末年始休暇：12月29日～1月3日の6日間
- Q4** 要綱第2条（4）の「現場安全点検（巡視）等」とはどのような作業ですか。
A4 次のような場合が考えられます。
・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
・風飛散対策等の第三者災害の防止作業
・安全パトロールや保守点検
- Q5** 工期延期となった場合の週休2日の考え方は、どのようになりますか。
A5 延期となった期間も含めた対象期間の休日を現場閉所し、就業者の休業が図れるように配慮してください。
- Q6** 現場条件等により土曜日・日曜日に休日が取れない場合は、どのようにしたらよいですか。
A6 やむを得ない場合には、監督員との協議の上、前後10日間に振替休日を設けてください。休日取得計画・実績書（様式第1号）の備考欄へその旨を記載してください。
- Q7** 週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できなくなりました。これを理由に工期延期は認められますか。
A7 当初の工期は土曜日、日曜日及び祝日のほか、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間等を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じた不測の日数については、従来どおり協議を行ってください。週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できないという理由だけでは、工期延期は認められません。
- Q8** 施工計画書に記載する工程表は、どのようなものですか。
A8 週休2日制工事の施工計画書ですので、週休2日の取得計画が分かる実施工程表を記載してください。
- Q9** 土曜日・日曜日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要はありますか。
A9 短時間の作業であればQ4を適用し、それ以外の場合には、非対象期間（天災に対する突発的な対応期間その他受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間）としますので振替休日の取得は不要です。ただし、休日取得計画・実績書（様式第1号）の備考欄等へ、その旨（災害対応のため非対象など）を記載してください。
- Q10** 監督員による現場閉所の確認は、どのようにしますか。
A10 休日取得計画・実績書（様式第1号）、休日取得実績確認表（様式第2号）により確認します。
- Q11** 現場代理人等が現場閉所日に、現場外（本社など）で書類作成等を行った場合、現場閉所となるか。
A11 現場閉所かどうかは、現場が閉所されているかどうかで判断いたしますので、現場外での作業の有無は問いませんが、本取組は現場代理人等も含め、週休2日取得を促進することを目的としております。本取組の目的を踏まえ、現場代理人等についても、週休2日取得に努めてください。